

令和5年度学校いじめ防止基本方針

北海道上川高等学校

1 いじめ防止の基本的な考え方

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」との立場で、学校づくりを進めます。
- (2) 生徒一人ひとりを大切にし、自己の有用感や人権尊重意識を育む学校づくりを進めます。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、いじめの解消に向けて取り組みます。
- (4) いじめている生徒に対し、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 本校の生徒の状況

- (1) ネット利用等でのトラブルがあるものの、指導により解決している状況がある。
- (2) 自己中心的な考え方が、周囲との摩擦を招く場合があり、指導を受ける状況がある。

7 本校における取り組み

- (1) 一人ひとりを大切にし、成長を促す学習・生徒・進路指導を推進。
- (2) 望ましい集団づくりを目指す特別活動等の教育活動を推進。
- (3) 言語活動を充実させることによる「コミュニケーション能力」の育成。
- (4) いじめの把握を含めたアンケート・個人面談の実施。
- (5) 一人ひとりの状況を正しく把握するための生徒観察と情報共有。
- (6) 「情報モラル教育」「道徳教育」の推進。

8 いじめ防止のための具体的な実践（年間予定）

4月	いじめ防止のための確認（職員会議） MG検査（知能・性格）	【年間を通して】 ・ネットパトロール（生徒指導部） ・学習活動・特別活動での指導（全体） ・個人面談・三者面談を通しての確認 （学年・担任） ・教科担当者会議・職員会議での情報共有 ・スクールカウンセラーによる カウンセリングの実施
5月	スマホマナー教室（生徒指導部）	
6月	いじめ把握アンケート（生徒指導部） アンケート対応方針等の確認（委員会）	
11月	いじめ把握アンケート（生徒指導部） アンケート対応方針等の確認（委員会）	
2月	年度状況把握・指導計画作成（委員会）	

9 いじめ防止等のための校内組織（いじめ対策委員会）

- (1) 構成員 委員長：教頭 委員：生徒指導部長・副部長・学年主任・養護教諭
- (2) 主な業務内容 いじめ防止にかかる計画と啓発活動及びいじめ認知後の対応方針等協議

10 いじめへの対応

- いじめ認知 → 教頭・校長に報告・相談
- いじめ対策委員会での協議 → 職員会議での情報共有 保護者との連携
調査方針・方法等の決定 事実関係の把握 指導方針の決定・指導体制確立
いじめ解決への指導・支援 継続指導・経過観察 事態収束の判断
- ☆ 状況に応じて、関係機関（教育局・警察・福祉機関・医療機関）と連携し指導・支援を受ける
- ※ 重大事態の場合には道教委への報告が必要となる